

## 事後審査型一般競争入札の概要

一般競争入札の執行について、入札契約事務の効率化を目的に、平成31年3月1日以降の公告分から事後審査型一般競争入札を導入いたします。従来の一般競争入札（事前審査型）では、資格審査を入札前におこなっていましたが、事後審査型一般競争入札では、資格審査を開札後に落札候補者に対してのみおこないます。

### 【工事編】

#### 1. 対象

電子入札で執行する一般競争入札の案件とします。また、事後審査型一般競争入札とする場合は公告に「事後審査」であることを明記します。

ただし、総合評価等で必要と判断する場合は、従来の一般競争入札（事前審査型）で執行できるものとし、その場合においても公告に明記します。

#### 2. 事後審査型一般競争入札の概要

##### (1) 入札参加申込みについて

入札参加を希望する者は、公告にて示した期間中に「一般競争入札参加申込書」を提出してください。

##### (2) 入札書等の提出について

「一般競争入札参加申込書」を提出し、「入札参加申込書受付票」が発行された者は、公告にて示した期間中に入札書等を提出してください。

##### (3) 開札の実施について

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をおこなった入札参加者は、全て落札候補者となります。

落札候補者の中から落札者を決定するための資格審査（入札参加資格の確認）をおこなうため、「落札候補者決定通知書」を発行します。

##### (4) 入札参加資格審査について

落札候補者のうち、最低の価格をもって入札をおこなった者から資格審査をおこないます。

##### (5) 落札者決定について

審査の結果、入札参加資格があると認めた場合は、「落札者決定通知書」により、入札結果を入札参加者全員に通知します。

(6) 入札参加資格不適格の場合について

審査の結果、最低の価格をもって入札をおこなった落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合については、次に低い価格で入札をおこなった落札候補の審査に移行します。以降、同様の場合は次の落札候補者を審査対象に繰り上げます。

3. 契約手続き

契約の手続きについては従来と変更ありません。落札者決定の翌開庁日から契約書(案)をお渡しします。

## 【物品編】

1. 対象

電子入札で執行する一般競争入札の案件とします。また、事後審査型一般競争入札とする場合は公告に「事後審査」であることを明記します。

2. 事後審査型一般競争入札の概要

(1) 入札参加申込みについて

入札参加を希望する者は、公告にて示した期間中に「一般競争入札参加申込書」を提出してください。(入札時に添付する方法で提出してください。)

(2) 入札書等の提出について

一般競争入札参加申込書を添付のうえ、入札書等を提出してください。(事前に提出する書類はありません。)

(3) 開札の実施について

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をおこなった入札参加者は、全て落札候補者となります。

落札候補者の中から落札者を決定するための資格審査(入札参加資格の確認等)をおこなうため、「保留通知書」を発行します。

(4) 入札参加資格審査について

落札候補者のうち、最低の価格をもって入札をおこなった者から資格審査をおこないます。

(5) 落札者決定について

審査の結果、最低の価格をもって入札をおこなった落札候補者に入札参加資格があると認められた場合については、その者が落札者となり、「落札者決定通知書」により入札結果を通知します。

(6) 入札参加資格不適格の場合について

審査の結果、最低の価格をもって入札をおこなった落札候補者に入札参加資格がな

いと認めた場合については、次に低い価格で入札をおこなった落札候補者の審査に移行します。以降、同様の場合は次の落札候補者を審査対象に繰り上げます。

### 3. 契約手続き

契約の手続きについては従来と変更ありません。